

静岡県障害児等移行調整会議について

1 会議の目的

児童福祉法第24条の19第4項に基づき、「静岡県障害児等移行調整会議」を設置し、障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、県の呼びかけのもとで関係機関が連携及び協力して調整を行うとともに、移行先として必要な資源の整備等の必要事項について検討を行う。

2 静岡県障害児等移行調整会議の概要



検討事項

- ① 移行対象者の把握、情報共有、進捗管理
→ 移行対象者を把握し、関係者間の情報共有や進捗管理等の意見交換を行う
- ② 広域調整
→ 関係団体等の協力を得て、地域資源（グループホーム等）の定員状況等を共有し、円滑な移行につなげる
- ③ 個別ケース会議に対する助言
→ 移行調整が難しい事例について、課題把握や調整等を行う。
- ④ 地域資源開発
→ 個別ケースを通じて、移行先として必要な地域資源について中期的な見通しをもって議論し、障害福祉計画等へ反映

通常会議の構成員

- ・ 児童相談所関係者、静岡県立磐田学園関係者

臨時会議の構成員

- ・ 児童相談所関係者、障害児入所施設関係者、市町の福祉部局関係者、障害者入所施設関係者、グループホーム関係者、静岡県知的障害者福祉協会関係者、静岡県手をつなぐ育成会関係者、静岡県自閉症協会関係者、特別支援学校関係者

3 静岡県障害児等移行調整会議のスキーム

通常会議

○毎年1回以上開催

① 移行対象者の把握、情報共有、進捗管理（意見交換）

② 広域調整

臨時会議

○随時

③ 個別ケースへ検討・助言

- ・ 移行が難しい事例の状況把握や課題の確認
- ・ 必要な移行先条件や支援内容等の検討
- ・ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ・ 特別な事情により移行困難な場合の入所延長（22歳まで）の判断

④ 地域資源開発

必要に応じて「静岡県施策推進協議会」の場で報告又は協議

4 参考

障害児入所施設の状況（こども家庭庁調査）

施設名	指定状況	定員	現員	対象者※
伊豆つくし学園	知的	10	7	0
沼津市あしたか学園	知的	50	33	0
富士市立ふじやま学園	知的	50	39	0
駿遠学園管理組合 駿遠学園	知的	40	24	0
東遠学園組合 東遠学園児童部	知的	20	15	0
ねむの木学園やさしいお家	肢体	60	45	0
静岡県立磐田学園	知的	55	38	0

※18歳以上の入所者のうち、令和5年11月27日時点で移行先未決定者

18歳以上の移行先（こども家庭庁調査）

年度	内訳	施設	GH	家庭	その他	合計
R 3	静岡県	4 (23.5%)	4 (23.5%)	9 (53.0%)		17 (100%)
	全国	237 (31.8%)	338 (45.3%)	117 (15.7%)	54 (7.2%)	746 (100%)
R 4	静岡県	6 (27.3%)	9 (40.9%)	6 (27.3%)	1 (4.5%)	22 (100%)

※R 4全国結果公表前